

○富津市地域おこし協力隊設置要綱

平成30年7月20日
告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)に基づき、人口減少及び高齢化が進行している本市において、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに本市への移住及び定住を促進する富津市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 協力隊は、地域の活性化に資するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 移住及び定住の促進に関する活動
 - (2) 地域の情報の収集及び発信に関する活動
 - (3) 着地型観光の推進、観光イベントの企画その他の観光振興に関する活動
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動
- (一部改正〔令和3年告示63号〕)

(委嘱)

第3条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、[次の各号](#)に掲げる要件をいずれも満たす者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、隊員と本市との間に雇用関係は存在しないものとする。

- (1) 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域等(推進要綱に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。)から本市内に移し、本市へ[住民基本台帳法\(昭和42年法律第81号\)](#)に基づく住民登録をする意思を有する者
 - (2) 地域の活性化に意欲と情熱があり、活動地域になじむ意思を有する者
 - (3) 心身ともに健康な者であって、協力隊の職務を誠実に遂行できる者
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を具備する者
- (一部改正〔令和2年告示39号・6年36号〕)

(委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、その委嘱の日から1年以内とする。ただし、通算3年を限度に再委嘱を妨げない。

(全部改正〔令和2年告示39号〕、一部改正〔令和6年告示36号〕)

(活動時間、活動日数等)

第5条 隊員の1日当たりの活動時間は、原則として7時間45分とする。

- 2 隊員の1箇月当たりの活動日数は、原則として20日以上とする。
- 3 [前2項](#)の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、隊員と協議の上、その活動時間又は活動日数を調整することができるものとする。
- 4 隊員は、協力隊の活動に支障がない範囲において、別に就業その他の活動をすることができるものとする。

(一部改正〔令和2年告示39号・6年36号〕)

(活動報告)

第6条 隊員は、その活動内容等について、富津市地域おこし協力隊活動日誌([別記第1号様式](#))及び富津市地域おこし協力隊活動報告書([別記第2号様式](#))を作成し、活動を行った日の属する月の翌月の5日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 [前項](#)に規定するもののほか、隊員は、その活動について、当該年度の末日までに成果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。
- 3 [前2項](#)に規定するもののほか、隊員は、市長の求めに応じて、市長が別に定める方法により、活動内容等を報告しなければならない。

(一部改正〔令和6年告示36号〕)

(報償等)

第7条 隊員の報償費は、月額291,000円とする。ただし、活動日数が月20日に満たないときは、1日当たり14,550円の日割り計算により支給するものとする。

- 2 報償費は、活動を行った月の翌月21日に支給する。ただし、その日が[富津市の休日](#)を定める条例([平成元年富津市条例第18号](#))[第1条第1項](#)に規定する日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

(全部改正〔令和6年告示36号〕、一部改正〔令和7年告示53号〕)

(活動に要する経費)

第8条 市長は、隊員の活動に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(退職)

第9条 隊員は、委嘱期間中に退職しようとするときは、退職しようとする日の1箇月前までに市長に届け出なければならない。

(解嘱又は委嘱の取消し)

第10条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱し、又は第3条の規定による委嘱を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくは隊員の責務に違反し、又は正当な理由なく活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行が困難になったとき。
- (3) 活動に必要な適格性を欠くと判断されたとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 市に協議なく住所を移したとき。
- (6) 自己の都合により、隊員を辞する申出があったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が解嘱し、又は委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(追加〔令和6年告示36号〕)

(秘密の保持)

第11条 隊員は、活動により知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(追加〔令和6年告示36号〕)

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協力隊及び隊員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和2年告示39号・6年36号〕)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第39号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第63号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日告示第26号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月19日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公示の日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、現に地域おこし協力隊員の身分を有する者は、施行の日から引き続き会計年度任用職員として任用することができる。

3 前項の規定は、令和7年度及び令和8年度における任用についても同様とする。

(準備行為)

4 この告示の規定による隊員の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和7年3月31日告示第53号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

(一部改正〔令和4年告示26号〕)

第1号様式 (第6条関係)

隊員氏名

[illegible]

※活動總日數 () 日間、活動總時間數 () 時間

(一部改正〔令和4年告示26号〕)

第2号様式（第6条関係）

富津市地域おこし協力隊活動報告書（ 月分）

富津市長 様

隊員氏名

1 実施した活動の概要、状況等を記載してください。
2 この報告書に係る活動月の翌月の活動予定を記載してください。
3 上記1及び2を踏まえ、活動に対する不安、心配事等があれば記載してください。
4 その他報告することがあれば記載してください。